

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成4年1月

平成3年4月に他県の会社を退職した後、A町に戻り、社会保険事務所で将来の年金受給額を調べてもらったところ、それまで国民年金保険料を納付していなかったため、厚生年金保険の加入期間を合わせても60歳到達時までに25年の受給資格期間を満たせないことを教えられ、すぐにA町役場で国民年金に加入手続きし、国民年金保険料を納付したことを覚えている。

また、平成3年4月の加入手続き後は、未納にならないように心掛けて国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ1か月と短期間であり、申立人が加入手続きしたとする平成3年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料については申立期間②を除き未納が無い。

また、申立人が平成3年4月に加入手続きしていたとすれば、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立期間①後の期間については、実際に過年度納付していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間②直前の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、A町から送付された現年度保険料の納付書を所持していた申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付しない事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和40年2月から同年3月までの期間及び45年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月及び同年3月
② 昭和45年7月から同年9月まで

申立期間①は、昭和40年4月の結婚後に、結婚前の期間の夫婦の国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納付したことを覚えている。

また、申立期間②当時の国民年金保険料は、自宅の玄関に集金に来ていた市の金銭取扱員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、当時の夫は納付済みであるのに、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ2か月及び3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、社会保険庁の記録により、申立人とその元夫は、婚姻後、同一期間の国民年金保険料を夫婦同時に納付していたものと推察される。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の元夫は、申立期間①を含む昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料を、婚姻後の40年12月8日に過年度納付していることが確認できるほか、申立期間②の国民年金保険料を納付期限内に納付していることが確認でき、申立人が自身の国民年金保険料を納付しない事情は見当たらない。

さらに、市が保管する申立人の納付記録及び申立人とその元夫が所持する申立期間②前後の期間の領収書により、申立期間②当時、市において、申立人の納付記録の管理に不手際があったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 4 月 21 日まで
(A 事業所)
② 昭和 41 年 5 月 14 日から 42 年 3 月 21 日まで
(B 社)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという回答を得た。

A 事業所は転居のため、B 社は結婚のため退職したが、申立期間に係る脱退手当金の請求手続をした覚えも無く、受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同原票の「備考」欄に「41. 7. 18、第****-*****号と重複整理済」との記載があることから、同事業所在職中に申立期間①及び②と同一の被保険者台帳記号番号に統合され、同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 4 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から同年10月5日まで
② 平成3年10月5日から4年7月1日まで

平成3年6月1日から4年7月1日までの期間、A社B支店に勤務していたが、申立期間①については、社会保険庁において標準報酬月額が9万8,000円と記録され、実際の報酬額と相違しており、また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無いが、同社に継続して勤務していたので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年6月から同年9月までの期間について、16万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年11月11日以降の4年3月2日から同年3月4日までの期間に、申立人を含む83人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が平成3年6月から同年9月までの期間について9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人の雇用保険受給資格者証の記録から、申立人は、申立期間①について、月額約16万円の報酬を得ていたことが確認でき、これは、社会保険庁で当初記録されていた標準報酬月額と一致することから、申立人は、申立期間①について、16万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報

酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から16万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A社において、平成3年2月1日から同年10月4日までの期間となっており、申立期間②に係る加入記録は無い上、申立期間中の3年12月24日から4年3月22日までの90日分について、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できるほか、申立期間中の4年5月18日から同年7月1日までの期間は、他の事業所で雇用保険に加入していることが確認できる。

また、申立人が勤務していたA社の当時の事業主に照会したところ、「A社は平成3年末ころに倒産している。」との供述を得ているほか、同社B支店の当時の支店長に照会したところ、「申立人は勤務していたが、勤務時期に記憶は無い。ただし、A社は平成3年10月末ころに倒産している。」との供述を得ている。

さらに、社会保険庁の記録によると、A社は、平成3年11月11日に適用事業所に該当しなくなっており、申立人が同社を退職する際にはまだ勤務していたとする複数の同僚も同年10月中に同社で厚生年金保険の資格を喪失していることが確認でき、このうち連絡の取れた二人からは、「私の資格喪失日と実際の退職日は大体一致していると思う。」との供述を得ており、申立人の申立期間②に係る勤務実態は確認できない。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間②の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和42年5月1日、資格喪失日が43年6月1日とされ、当該期間のうち、42年5月1日から同年5月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B支店における資格取得日を42年5月1日（資格喪失日を43年6月1日）とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から同年6月1日まで

申立期間について、A社B支店から資格取得日の訂正の届出がなされたところ、厚生年金保険の被保険者期間にはなるが、政府の保険料徴収権の消滅時効により年金額に反映されない旨の回答を得た。

昭和42年4月1日にA社に採用され、同年5月1日に同社B支店に異動になった。保険料控除の証明となる資料は無いが、採用時から現在まで継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について年金額計算対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された職員台帳及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年5月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和42年6月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が、厚生年金保険被保険者資格取得日について、昭和42年5月1日として届け出るべきところを同年6月1日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年5月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から61年3月まで

昭和59年1月に、A町からB市に転入手続した際、国民年金への任意加入手続を行い、同年4月以降にB市から送付されてきた納付書により、B市役所で毎月、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人はB市役所の国民年金担当の窓口で国民年金保険料を納付し、納付の際に受け取った領収書を年度末に国民年金担当の窓口へ提出したところ返してもらえなかったと供述しているが、申立期間当時、国民年金担当窓口において職員が被保険者から国民年金保険料を現金で収納する取扱いを行っていなかった上、被保険者に領収書の提出を求める取扱いも行っていなかったことから、申立人の供述は客観的事実に符合しない。

さらに、申立人は昭和61年4月に国民年金に強制加入し、国民年金第1号被保険者の資格を取得しているが、申立人が所持する昭和61年度保険料の納付書の発行年月日は61年6月6日とされていることから、仮に申立人が申立期間である61年3月までの国民年金保険料を納付していたとすれば、毎年3月末に翌年度の納付書を被保険者に送付していたB市が、61年6月に申立人に納付書を発行する理由は見当たらない。

加えて、行政の記録により、申立人は昭和58年11月28日にB市に転入していたことが確認できるが、社会保険庁の記録によれば、申立人の住所は60年3月までA町とされていたことから、申立人が、このころまで国民年金の住所変更手続を行っていなかったとすれば、申立人は申

立期間のうち、59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を B 市で納付することはできない。

このほか、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の長女は、申立期間当時、既に 20 歳に到達し、被用者年金の被保険者ではなかったにもかかわらず国民年金に加入していなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年8月までの期間及び7年10月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成7年9月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、父親が、私の漁業協同組合の組合員口座から保険料相当額を引き出し、1年分の保険料をまとめて漁協の窓口で納付していたはずであり、申立期間当時に私名義の漁協の組合員口座から国民年金保険料を振替えたことが確認できる当座性取引履歴を所持している。

また、申立期間のうち、平成7年9月分の国民年金保険料は納付が確認できたとのことだが、1年分をまとめて納付しているので、この期間だけ納付済みとされていることに納得できない。

さらに、申立期間のうち、平成7年10月から8年3月までの期間は、保険料の納付を免除する申請を行った記憶も無いので、保険料の納付が免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿や確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の納付状況が不明である。

また、申立人は、漁業協同組合が作成した申立人名義の組合員口座の当座性取引履歴を所持しているが、この組合員口座の名義は、申立期間直後の平成8年4月に、それまで申立人の父親の名義であったものを申立人名義に変更し、その名義を同年3月以前の取引履歴まで遡さかのぼったものであることから、申立期間である8年3月までは、当該口座は申立人の父親の名義であったものと推察される。

さらに、申立期間当時は家業を手伝っていたため定収入が無かった申立人の妹は、申立期間について未納が無い上、国民年金保険料はその父親が納付してくれていたと申し述べており、このことは、当該口座から平成6年12月12日及び7年11月28日に振替えられた国民年金保険料額が、それぞれ、平成6年度及び7年度の一人分の保険料年額に相当することと符合する。

加えて、申立期間のうち、平成7年9月分の保険料は、町が保管する申立人の納付記録により、9年10月15日に過年度納付されていることが確認でき、この期間を含む平成7年度保険料を、7年11月28日に、まとめて納付したとする申立人の供述は客観的事実に符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成6年4月から7年8月までの期間及び7年10月から8年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、平成7年9月については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から55年1月まで

昭和36年4月に、夫(申立人)が夫婦の国民年金への加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を町内会の集金人に納付していたはずである。

また、昭和55年1月ごろに、社会保険事務所から、年金受給に不足している期間の保険料として、30万円から50万円ぐらいの金額を郵送で請求され、その額を手元にあったお金で納付したと記憶している。

さらに、昭和48年4月から国民年金保険料の納付が免除されているとのことだが、免除の申請を行った記憶は無いので、申立期間の保険料が未納又は納付が免除されていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿や確定申告書等)は無く、申立人の妻が供述する保険料額は申立期間当時の保険料額とは異なり、申立人の妻の、申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧であり納付状況が明らかでない。

また、申立人の妻は国民年金の加入手続には直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人は既に死亡していることから、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人は、A町に居住していた昭和47年ごろに加入手続し、資格取得日を国民年金制度発足時まで遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがわける事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの期間は、申立人の妻も未納であり、48 年 4 月から 55 年 1 月までの期間は、申立人の妻も国民年金保険料の納付が免除されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から60年1月まで

昭和36年4月に、夫が夫婦の国民年金への加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を町内会の集金人に納付していたはずである。

また、昭和60年1月ごろに、社会保険事務所から、年金受給に不足している期間の保険料として、30万円ぐらいの金額を郵送で請求され、その額を手元にあったお金で納付したと記憶している。

さらに、昭和48年4月から国民年金保険料の納付が免除されているとのことだが、免除の申請を行った記憶は無いので、申立期間の保険料が未納又は納付が免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿や確定申告書等）は無く、申立人が供述する保険料額は申立期間当時の保険料額とは異なっている上、申立期間である昭和60年1月当時は特例納付実施期間ではないことから、申立人の、申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧であり納付状況が明らかでない。

また、申立人は国民年金の加入手続には直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の夫は既に死亡していることから、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人は、A町に居住していた昭和47年ごろに加入手続し、資格取得日を国民年金制度発足時まで遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち昭和36年4月から48年3月までの期間は、申立人の夫も未納であり、48年4月から55年1月までの期間は、申立人の

夫も国民年金保険料の納付が免除されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年10月31日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円とされているが、当時の報酬に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の記録や同社の商業登記簿等により確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社が適用事業所に該当しなくなった平成6年10月31日以降の同年11月9日に、4年10月から6年9月までの申立人の標準報酬月額が41万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、社会保険の手続は社会保険労務士が行っていたとしているが、「申立期間当時、社会保険料を滞納しており、滞納した社会保険料の納付について自分が社会保険事務所に相談に行った。」と供述している上、平成6年11月ごろに、自ら滞納社会保険料を社会保険事務所に持参し、一括納付したとしていることから、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 48 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで
(B社)

船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。

船員手帳に雇用期間が記載されており、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①について、申立人が所持する船員手帳によると、C丸に係る雇入年月日は昭和 44 年 5 月 8 日、また、雇止年月日は同年 8 月 5 日(漁期終了)と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の船員保険被保険者名簿によると、昭和 44 年 5 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間に加え、同年 8 月 1 日から 45 年 4 月 17 日までは同社において船員保険に加入していることが確認できる。しかし、社会保険事務所の記録によると、同社は 44 年 7 月 30 日に船員保険の適用事業所ではなくなり、同年 8 月 1 日に改めて適用事業所となっており、申立期間①は船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、A社に申立人の雇用状況、船員保険の適用について照会したところ、「当時の担当者は既に死亡しており、資料も無く、申立期間①当時に一時適用事業所でなくなった事情や当時の船員保険の加入状況については不明。」との回答を得ている。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同様の被保険者記録があり、当時の船員手帳を保管している3人に照会したところ、同手帳における雇入年月日及び雇止年月日はいずれも申立人と同様の記録となっており、二人は、「会社から船員保険に関して説明を受けたか否かは記憶に無く、船員手帳と船員保険の日付が一致していない理由も分からない。」、もう一人は、「当時の保険料控除が分かる給与明細書等は無く、何月分まで控除されていたかは不明。」との供述を得ている。

なお、申立期間①について、申立人が船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 B社に係る申立期間②について、申立人が所持する船員手帳によると、D丸に係る雇入年月日は昭和47年4月27日、また、雇止年月日は48年3月1日(漁期終了)と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人のB社における船員保険被保険者期間は、昭和47年3月15日から48年2月27日までの期間とされており、申立期間②については、社会保険事務所が保管する同社の船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同様の被保険者記録があり、当時の船員手帳を保管している6人に照会したところ、うち5人は同手帳に記載されている雇入年月日は申立人の記録と異なるものの、雇止年月日はいずれも申立人の記録と同様の昭和48年3月1日となっており、うち二人からは、「船員手帳と船員保険の日付が違う理由は分からない。保険料も何月分まで控除されていたかも不明。」、「長年船に乗っているが、必ずしも船員手帳と船員保険の日付は一致していなかったと思う。保険料も何か月分引かれていたかは分からない。」との供述を得ている。

加えて、現在の事業主に申立人の雇用状況、船員保険の適用について照会したところ、「当時の担当者は既に死亡している上、資料も残っておらず、詳細は不明である。」との回答を得ている。

なお、申立期間②について、申立人が船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約

の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、A社及びB社においても、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日と船員保険の加入期間が一致していない被保険者が申立人のほかにも複数おり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を各事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社B支店における厚生年金保険の資格取得日が昭和26年2月1日である旨の回答を得た。しかし、同年1月1日付けの採用辞令があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された採用辞令、A社から提出された人事記録及び健康保険組合の被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和26年1月1日に入社し、申立期間にA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和26年2月1日から40年7月5日までの期間及び同年12月20日から52年2月21日までの期間は同支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、同名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社B支店は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、A社本社に申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人の該当する厚生年金保険の証拠書類は保管されておらず不明である。」との回答を得ている。

加えて、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と厚生年金保険の資格取得日が同じである者に照会したところ、「私は昭和26年1月1日に入社しているが、厚生年金保険は同年2月1日からの加入になっている。同年1月分の厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」との供述を得ているほか、同名簿

において、申立期間の前後に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、「私は昭和 26 年 4 月 1 日に入社しているが、厚生年金保険記録は同年 5 月 1 日となっている。」、「私は昭和 25 年 8 月に入社したが、厚生年金保険の加入は同年 11 月からとなっている。この間、保険料が控除されていたか否かは分からない。」との供述を得ており、当時、事業主は勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

なお、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。